

特定計量器手数料一覧(タクシーメーター検査)

R3.4.1

種 類	1個当りの手数料金	備 考
車両等装置検査手数料	¥760	車両搭載器での検査

特定計量器手数料一覧(燃料油メーター検定手数料)

R3.4.1

種 類		型式又は能力	1個当りの 手数料金	備 考
型 承 な し	積算式ガソリン量器	最大指示量50ℓ以下	¥1,750	計量法施行令附則 第9条第2項第3号
		最大指示量50ℓを超えるもの	¥2,300	
	上記以外の燃料油メーター (大型積載 定置)	口径30mm以下	¥2,850	
		口径30mmを超えるもの	¥3,700	
型式承認の付されている 燃料油メーター		最大指示量50ℓ以下	¥1,700	
		その他	¥2,200	
液化石油ガスメーター		型式承認なし	¥6,900	計量法施行令附則 第9条第2項第4号
		型式承認あり	¥7,000	

特定計量器手数料一覧(型式認証有 質量計 検定料)

R3.4.1

種 類	区 分		1個当りの 手数料金	備 考
質量計 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1/10000未満のものにあたっては1から5までに掲げる金額の2倍の額とする。	1 検出部が電気式のもの又は光電式のものであってひょう量が1t以下のもの	ひょう量が30kg以下のもの	¥1,150	
		ひょう量が100kg以下のもの	¥1,350	
		ひょう量が250kg以下のもの	¥1,800	
		ひょう量が500kg以下のもの	¥2,200	
		ひょう量が500kgを超えるもの	¥2,550	
	2 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	ひょう量が10kg以下のもの	¥110	
		ひょう量が10kgを超えるもの	¥200	
	3 1又は2に掲げるもの以外のもの	ひょう量が5kg以下のもの	¥160	
		ひょう量が20kg以下のもの	¥210	
		ひょう量が50kg以下のもの	¥270	
		ひょう量が100kg以下のもの	¥370	
		ひょう量が250kg以下のもの	¥560	
		ひょう量が500kg以下のもの	¥970	
		ひょう量が1t以下のもの	¥1,650	
		ひょう量が2t以下のもの	¥2,650	
		ひょう量が5t以下のもの	¥6,700	
		ひょう量が10t以下のもの	¥8,500	
		ひょう量が20t以下のもの	¥12,300	
		ひょう量が30t以下のもの	¥15,300	
		ひょう量が40t以下のもの	¥20,300	
		ひょう量が50t以下のもの	¥22,800	
	ひょう量が50tを超えるもの	¥40,200		
	4 分銅	表す質量が200g以下のもの	¥20	
表す質量が200gを超えるもの		¥240		
5 おもり	質量が5kg以下のもの	¥20		
	質量が20kg以下のもの	¥90		
	質量が20kgを超えるもの	¥320		

特定計量器手数料一覧(型式認証有 体積計・圧力計 検定料)

R3.4.1

種 類	区 分		1個当りの 手数料金	備 考
体積計	水道メーター	口径が25mm以下のもの	¥90	
		口径が40mm以下のもの	¥190	
		口径が100mm以下のもの	¥1,300	
		口径が100mmを超えるもの	¥1,800	
	燃料油メーター	使用最大流量が12毎分以下のもの	¥650	※1
		表示機構の最大指示量が50ℓ以下のもの (※1に掲げるものは除く)	¥1,700	※2
		※1又は※2に掲げるもの以外のもの	¥2,200	
	液化石油ガスメーター		¥7,000	
	ガスメーター	使用最大流量が16m ³ 毎時以下のもの	¥110	
		使用最大流量が65m ³ 毎時以下のもの	¥250	
		使用最大流量が160m ³ 毎時以下のもの	¥650	
		使用最大流量が400m ³ 毎時以下のもの	¥1,050	
		使用最大流量が1000m ³ 毎時以下のもの	¥2,500	
		使用最大流量が1000m ³ 毎時を超えるもの	¥6,000	

種 類	区 分	1個当りの 手数料金	備 考
アネロイド型圧力計 (アネロイド型血圧計は除く)	計ることができる最大圧力が50Mpa以下のもの	¥100	
	計ることができる最大圧力が100Mpa以下のもの	¥490	

特定計量器手数料一覧(型式認証無 質量計検定料)

R3.4.1

種 類	区 分	1個当りの 手数料金	備 考
非自動はかり (ばね式指示はかり及 び検出部が電気式 のものを除く) 最小の目量又は表記 された感量がひょう 量の1/10000未満の 物にあつては、2倍 の額とする。	ひょう量が5kg以下のもの	¥180	
	ひょう量が20kg以下のもの	¥210	
	ひょう量が50kg以下のもの	¥290	
	ひょう量が100kg以下のもの	¥390	
	ひょう量が250kg以下のもの	¥610	
	ひょう量が500kg以下のもの	¥1,050	
	ひょう量が1t以下のもの	¥1,850	
	ひょう量が2t以下のもの	¥3,150	
	ひょう量が5t以下のもの	¥7,100	
	ひょう量が10t以下のもの	¥9,100	
	ひょう量が20t以下のもの	¥13,400	
	ひょう量が30t以下のもの	¥16,300	
	ひょう量が40t以下のもの	¥21,400	
	ひょう量が50t以下のもの	¥24,000	
ひょう量が50tを超えるもの	¥41,400		
分銅	表す質量が200g以下のもの	¥20	
	表す質量が200gを超えるもの	¥250	
おもり	質量が5kg以下のもの	¥20	
	質量が20kg以下のもの	¥110	
	質量が20kgを超えるもの	¥330	

特定計量器手数料一覧(はかりの定期検査料)

非自動はかり

R3.4.1

種 類	区 分	1個当りの 手数料金	備 考
1 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1t以下のもの	ひょう量が100kg以下のもの	¥1,500	最小の目量又は表記された感量がひょう量の1/10000未満のものにあつては、1から3までに掲げる金額の2倍とする。
	ひょう量が250kg以下のもの	¥1,950	
	ひょう量が500kg以下のもの	¥2,400	
	ひょう量が500kgを越えるもの	¥3,350	
2 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛があるもの		¥270	
3 1又は2に掲げるものの以外のもの	ひょう量が100kg以下のもの	¥540	
	ひょう量が250kg以下のもの	¥970	
	ひょう量が500kg以下のもの	¥1,600	
	ひょう量が1t以下のもの	¥2,300	
	ひょう量が2t以下のもの	¥4,050	
	ひょう量が5t以下のもの	¥7,500	
	ひょう量が10t以下のもの	¥11,600	
	ひょう量が20t以下のもの	¥16,200	
	ひょう量が30t以下のもの	¥20,600	
	ひょう量が40t以下のもの	¥23,200	
	ひょう量が50t以下のもの	¥32,000	
	ひょう量が50tを越えるもの	¥55,000	

分銅・定量おもり・定量増おもり

種 類	区 分	1個当りの 手数料金	備 考
分銅・定量おもり・定量増おもり		¥10	

特定計量器手数料一覧(基準器検査手数料)

R3.4.1

種 類	区 分	1個当りの手数料金	備 考
タクシメーター装置検査用基準器		¥14,600	

質量基準器

基準手動天びんで感量が1mgを超え 又はひょう量の1/20000を超えるもの		¥5,300	
基準台手動はかり	ひょう量が1kg以下のもの	¥3,650	
	ひょう量が10kg以下のもの	¥5,800	
	ひょう量が50kg以下のもの	¥8,500	
	ひょう量が200kg以下のもの	¥11,400	
	ひょう量が500kg以下のもの	¥15,300	
	ひょう量が500kgを超えるもの	¥15,300に、500kgまで を増すごとに¥7,800を 加えた金額	
基準直示天びんで感量が1mgを超え 又はひょう量の1/20000を超えるもの		¥8,600	
基準分銅	表す質量が200g 以下のもの	¥3,500	1級である旨の 表記のあるもの (F2)
	表す質量が200g を超えるもの	¥8,600	
	表す質量が5kg 以下のもの	¥700	2級である旨の 表記のあるもの (M1)
	表す質量が50kg 以下のもの	¥850	
	表す質量が50kg を超えるもの	¥9,600	
	表す質量が5kg 以下のもの	¥520	3級である旨の 表記のあるもの (M2)
	表す質量が50kg 以下のもの	¥710	
	表す質量が50kg を超えるもの	¥7,700	

基準タンク

全量が0.25m ³ 以下のもの	¥14,800	※
全量が0.25m ³ を超え1m ³ 未満のもの	¥37,100	

※2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあっては、ゲージグラスが1増すごとに、5割の額を加算するもの

特定計量器手数料一覧(計量証明検査手数料)

R3.4.1

種 類	区 分	1個当りの手数料金	備 考	
騒音計	使用最大周波数が 8000Hz以下のもの	¥23,800		
	使用最大周波数が 8000Hzを超えるもの	¥39,500		
振動レベル計		¥33,900		
濃度計	ジルコニア式酸素濃度計 又は磁気式酸素濃度計	¥97,000		
	溶液導電率式 二酸化硫黄濃度計	¥129,500		
	紫外線式 二酸化硫黄濃度計	¥96,500	※1	※3
	紫外線式 窒素酸化物濃度計	¥108,600		
	非分散型赤外線式 二酸化硫黄濃度計	¥102,600	※2	
	非分散型赤外線式 窒素酸化物濃度計	¥118,700		
	非分散型赤外線式 一酸化炭素濃度計	¥103,500		
	化学発光式 窒素酸化物濃度計	¥110,700		
	ガラス電極式 水素イオン濃度指示計	¥26,500		

※1に掲げる濃度計が一体となっている物にあつては、両金額を合算して得た額から¥50,900を減額するものとする。

※2に掲げる濃度計で2以上の検出部を有するものにあつては、1増すごとに※2に掲げる金額の5割の額を加算するものとする。

※3に掲げる濃度計で4以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が3を超えて1増すごとに、※3に掲げる金額に¥22,600を加算するものとする。

事務手数料一覧(その他)

R3.4.1

種 類	1個当りの手数料金	備 考
指定製造者申請手数料	¥177,200	計量法施行令第41条第1項の規定に基づく計量法第17条第1項に規定する指定製造者の指定の申請に対する審査
指定製造事業者の指定にかかる品質管理の方法の検査手数料	¥464,800	計量法第91条第2項の規定に基づく指定製造事業者の指定に係る検査
計量証明事業登録手数料	¥58,600	計量法第107条の規定に基づく計量証明事業登録
計量証明事業の登録証の訂正 又は再交付手数料	¥1,900	計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録証の是正又は再交付
計量証明事業登録簿の謄本交付手数料	¥830	計量法115条の規定に基づく計量証明事業の登録簿の謄本の交付
計量証明事業登録に係る証明書の交付手数料	¥700	愛媛県証明書発行手数料
計量証明事業登録簿の閲覧手数料	¥400	計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録簿の閲覧の請求
適正計量管理事業所指定申請手数料	¥2,800	計量法施行令第41条第2項の規定に基づく計量法第127条第1項に規定する適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査
適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	¥8,100	計量法第127条第3項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査